

第8編 健康危機管理

第1章 健康危機管理対策

ポイント

- ・健康危機に迅速かつ適切に対応するため、所内の健康危機管理体制の整備および人材育成のための研修や訓練を実施している。

1 健康危機管理対策の現状

健康危機とは、毒劇物、食中毒、感染症および大気その他何らかの原因により、県民の生命と健康の安全を脅かす事態である。平成23年の東日本大震災以降、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の制度化に関する検討がなされ、平成29年7月5日厚生労働省の通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備について」では保健所において保健医療活動チームの指揮又は調整等の実施、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うことが示された。

福井県では、健康危機に迅速かつ適切に対応するため、平成17年5月に「福井県健康危機管理対応要領」、災害時の対応については、平成26年3月に「福井県災害時健康福祉センター活動指針」策定された。

当センターでは、平成26年4月に「若狭健康福祉センター健康危機管理対応要領」、「災害時若狭健康福祉センター対応要領」を作成した。平成30年度には所内に健康危機管理委員会の設置、災害直後に参集した職員誰もが、当センターの初動対応ができるようにアクションカード（AC）を作成した。また、新型コロナウイルス感染症対策では、相談対応、積極的疫学調査、感染予防の普及・啓発、地域の感染状況の把握・分析等の業務を行い、管内における医療・療養体制の確保および感染拡大防止対策を実施した。

また、健康危機発生時に住民の健康被害を最小限に抑えるための役割が果たせるよう、毎年、健康危機管理体制の整備および所内研修や訓練等を行っている。（表1）

表1 令和5年度所内研修および訓練等実施状況

種別	月日	内容
所内研修	令和5年 5月9日	○患者搬送車両（エボラ車）の操作 ・車両の操作方法の実習
	令和5年 6月21日 6月28日	○災害時の対応について ・職員参集、安否確認、非常用発電機の取扱い ・健康危機管理事象の理解
	令和5年 9月27日 10月3日	○災害時アクションカードの検証
	令和5年 12月15日	○EMIS 代行入力の実演